

任意継続組合員・被扶養者(40歳～74歳)の皆さまへ 『特定健診』は受けましたか？

特定健康診査受診券の有効期限は、平成28年3月31日です。

「特定健康診査」は、病気を発症する前の段階で異常を発見し、生活習慣の改善などで病気の発症や進行を予防する大切な健診です。すでにご案内と受診券をお送りしていますが、受診はお済みでしょうか？

健診費用は共济組合で全額負担しますので皆さま積極的に受診しましょう。

詳しくは、平成27年6月送付済みの「特定健康診査受診のご案内」をご覧ください。

次のいずれかに該当する方は、「特定健診」の受診があったものとみなされますので、お手元に健診結果をお持ちの方は、共济組合に提出をお願いいたします。

- **パートタイマー等で勤務先の事業主健診を受診した方**
事業主健診の結果を組合員の勤務先を通じて共济組合に提出してください。
(※ 任意継続組合員とその被扶養者の方は、直接共济組合福祉課に提出してください。)
- **本組合の指定医療機関以外で、人間ドック及び併診ドックを受検した方**
本組合の指定医療機関以外で人間ドック、併診ドックを受検した方は、健診結果を組合員の勤務先を通じて共济組合に提出してください。
なお、指定医療機関で受検した方の場合、医療機関から健診結果が共济組合に提供されますので健診結果を提出する必要はありません。
(※ 任意継続組合員とその被扶養者の方は、直接共济組合福祉課に提出してください。)



あなたの健診結果はいかがでしたか？

生活習慣が気になる、健診の数値が気になる… 生活習慣を見直す大切なチャンスです。 特定保健指導を受けましょう！

特定保健指導を受けない理由として、「忙しくて受けている暇がないから」が最も多い理由となっています。

忙しくできるのも、健康だからこそです。

生活習慣病は気づかないうちに進行し、重症化した場合、心筋梗塞や脳梗塞などを引き起こす危険性がありますので、この機会に生活習慣を改善しましょう。

なお、特定保健指導では、専門家と一緒に無理なくご自身のペースに合わせて生活習慣の改善を行っていきますので、特定保健指導の対象になったら、必ず受けましょう。



お問い合わせ先 福祉課 ☎048-822-3305